

令和2年度 安全互助会の概要について

PTA活動のすべては「子どもの幸せ」を目標に実践しています。子どもたちもまた、親が健康で無事故であることを願っています。ところが、PTA活動が活発に行われる中で、万一事故にあい、ケガ等をした時のことを考えると、参加者も主催者も大変心配になります。

山口県PTA連合会では、このようなPTA活動中のケガや賠償事故（奉仕作業中に自動車にキズをつけたり体育館のガラスを割ったり等、他人に損害を与えた時）の補償対策として、「安全互助会」を運営していると

ころでございます。日本国内においてPTAが主催もしくは共催する行事に参加する保護者・教職員・児童生徒に加えて、PTA活動への参加が事前にPTAより認められている方（見守り隊の方など）、更にPTA会員の同居の親族（祖父母、兄弟姉妹など）も補償の対象となるなど幅広い補償範囲がPTA活動の安心と安全に寄与しているものとなっております。

万一、事故が発生した場合には、各学校のPTA事務局を通じて山口県PTA連合会に書類をご提出下さい。

会費（1世帯あたり）： 115円

★ 補償概要 ★

| | 種類 | 保険金額 | 日数および要件 |
|-------------------------|-------------------|--|--|
| （熱中症・細菌性食中毒補償を含む） 傷害 | 通院 | 1日 2,000円 | 事故の日からその日を含めて180日以内の90日間が限度 |
| | 入院 | 1日 3,000円 | 事故の日からその日を含めて180日以内が限度 |
| | 手術 （入院の有無によって） | 入院中 30,000円 入院中以外 15,000円 | 事故によるケガの治療の為、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。 |
| | 後遺障害 | 8万円～200万円 | 事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、障害の程度に応じて死亡保険金額200万円の4%～100% |
| | 死亡 | 2,000,000円 | 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時 |
| | 固定具使用 | | 骨折等の為、所定の部位に固定具（ギブス等）を使用の場合、入・通院と重複しない日数を通院保険金と同額でお支払いします。（90日が限度） |
| （提供飲食物危険補償を含む） 賠償 | 賠償 （身体） | 1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。 | （自己負担額1,000円） |
| | 賠償 （財物） | 1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。 | （自己負担額1,000円） |
| | 賠償 （保管物） | 1回の事故につき10万円限度 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。 | （自己負担額5,000円） |

※傷害事故は行事参加の往復途上も補償されますが、賠償事故は行事参加中のみが補償の対象となりますのでご注意ください。

※新補償：PTAの提供する飲食物が原因で発生した他人の食中毒等の事故も対象となります。（提供飲食物危険補償）